

寒川町教育委員会 10月定例会議事日程

令和4年10月20日（木）

午後1時30分

東分庁舎第3会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の指名

布 谷 委 員 小 川 委 員

4 教育長報告

5 社会教育施設報告

① 公民館報告（資料 1）

② 総合図書館報告（資料 2）

6 委員報告

7 議 事

報告第3号 専決処分の報告について

議案第16号 令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の
人事異動基本方針について

8 協 議

① 寒川町立小・中学校の適正化等について（資料 3-1～3-4）

② 寒川町学校給食の管理に関する条例について（資料 4）

9 その他

10 閉 会

教育長職務代理者等の指名について

このことについて、現寒川町教育委員会教育長の任期満了日である令和4年10月31日以後、次の教育長が任命され新たに職務代理者が指名されるまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づく寒川町教育委員会教育長職務代理者及び同法第25条第4項に基づきあらかじめ教育長が指名する事務局の職員を、令和4年10月20日付けで次のとおり指名します。

なお、上記職務代理者に事故あるとき、又は上記職務代理者が欠けたときは、以下に記載の順でその職務を行うものとする。

- | | | |
|-------------------------|------|-------|
| ●教育長職務代理者 | 教育委員 | 大川 勝徳 |
| ●教育長職務代理者に事故等あるときの職務代理者 | 教育委員 | 小川 雅子 |
| | 教育委員 | 布谷あけみ |
| | 教育委員 | 大森 博明 |
| ●教育長が指名する事務局の職員 | 教育次長 | 内田 武秀 |

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第13条第2項）

教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第25条第4項）

教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

地教行法改正施行通知（平成26年7月17日26文科初第490号）（抄）

職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であること。

令和4年度 公民館事業実績 (9月分)

★印は新規事業

資料 No. 1

館名	講座名	年代	日時	募集人数	申込人数		参加人数		延べ人数	参加率	結果・評価	
					男	女	男	女				
センター	★夏休み学習室開放	全年代	7月21日(木)～ 8月31日(水) 9:00～17:00				10	18	28	-	夏休み期間中の午前午後、利用のない部屋を学習室として開放	
	第10回さむかわ合唱祭	成人期	9月4日(日) 13:30～16:00	400			150	322	472	118%	3年ぶりの開催となり、9サークルが参加した。感染防止の観点から、出演サークルに対して運営進行の協力依頼は行わず職員で対応した。結果として、出演サークルからは歌うことに集中できたと好評だった。	
	さむかわ名画座 ～心に残るアメリカ映画～② 「シェーン」	成人期	9月24日(土)	10:00～12:00	30	8	13	7	11	18	60%	今回は入場者数では低調な結果となった。音響機器の不具合で、プロジェクターのスピーカーからの音声となり若干迫力を欠いたが、事前に説明し苦情は1件もなかった。子どもの頃テレビで観て感動し、孫にも是非観せたいと二人連れて参加した女性もいた。
				13:00～15:00	30	7	9	3	9	12	40%	
体にやさしい体操教室	成人期	9月28日(水) 10:00～11:30	15		18	1	17	18	120%	女性講師ならではの柔らかな指導で、参加者たちは体が軽くなるのを実感していた。呼吸法、筋肉のストレッチに対する評価が高く、今回初めて取り入れた顔ヨガも好評だった。定員数を上回る申し込みがあり、気軽に体を動かすことのできる講座への要望が高いことを改めて感じた。		

館名	講座名	年代	日時	募集人数	申込人数		参加人数		延べ人数	参加率	結果・評価	
					男	女	男	女				
北部	★夏休み学習室開放	全年代	7月21日(木)～ 8月31日(水) 9:00～17:00				3	0	3	-	夏休み期間中の午前午後、利用のない部屋を学習室として開放	
	おはなし図書館	幼児期	9月3日(土) 10:30～11:00	10	0	3	0	3	3	30%	読み聞かせボランティアによる定期開催事業	
	初心者麻雀教室	成人期		9月6日(火) 13:30～16:00	12	1	11	1	11	12	100%	パワーズさむかわのメンバーが毎回丁寧に指導を行い、参加者も満足していた。継続学習を希望する参加者が多かったため、講座終了後に呼び掛けを行い、新サークル結成となった。
				9月13日(火) 13:30～16:00	12	1	11	1	11	12	100%	
				9月20日(火) 13:30～16:00	12	1	11	1	9	10	83%	
				9月27日(火) 13:30～16:00	12	1	11	1	10	11	92%	
	シニアクラス②「防災講座」 (県防災センター見学、座学「私たちの防災」)	高齢期		9月10日(土) 12:30～15:30	20	6	15	6	14	20	100%	館外学習と座学で防災講座を実施した。県防災センターでは、参加者が地震や風水害を疑似体験し、対応力の低さを改めて実感していた。座学では地区防災計画について学び、行政の意向やルールの不十分な点、各自が地域住民の一員として改善に取り組む必要性を話し合った。
9月11日(日) 10:00～12:00				20	5	8	5	8	13	65%		
陶芸教室	成人期	9月23日(金) 13:30～16:00	10	6	6	6	6	12	120%	申込開始日に定員に達したため、講師と調整し定員を2名増やした。参加者の作業も早く、仕上がりが大変良い作品が完成した。11月末の焼き上がりを楽しみである。		

★インターネット被害者未然防止講座	成人期	9月25日(日)	13:30 ~ 15:00	16	9	8	8	7	15	94%	PC実機を使い、被害を疑似体験した。パスワードの設定方法が大変勉強になったなど、アンケート結果は大変好評だった。講師の説明もはっきりと聞き取りやすく、高齢者でも分かりやすかった。同様の企画を今後も実施したいと思う。
集会室開放事業(卓球・バドミントン)	青少年期	9月	利用のない時間帯				0	0	0	-	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	9月	13:00 ~ 17:00				80	0	80	-	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
親子サロン	幼児期	9月	9:00 ~ 12:00				1	1	2	-	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
学習コーナー	全年代	9月	9:00 ~ 17:00				2	0	2	-	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

館名	講座名	年代	日時	募集人数	申込人数		参加人数		延べ人数	参加率	結果・評価
					男	女	男	女			
南部	★夏休み学習室開放	全年代	7月21日(木) ~ 8月31日(水) 9:00 ~ 17:00				22	19	41	-	夏休み期間中の午前午後、利用のない部屋を学習室として開放
	気楽に中国料理	成人期	9月4日(日) 10:00 ~ 13:30	6	0	6	0	6	6	100%	中国東北地方の過水麵の作り方を学んだ。家庭にある材料で手軽に中国麵が打てることを知り、家で生麵を作りたいとの声が上がっていた。本場中国の麵作りを体験することで、参加者も中国について一層関心を高めてもらえたように思う。
	子どもディンプルアート体験教室	青少年期	9月24日(土) 10:00 ~ 11:30	10	3	8	3	8	11	110%	動物やフルーツ、鳥などの下絵がついたシールに色付けをしてもらったが、子どもたちは、おしゃべりもなく色付けに集中し、色の選択では子どもたちの自由な発想が見られた。
	おはなし広場小学生	青少年期	9月24日(土) 11:30 ~ 12:00	13	3	8	3	8	11	85%	読み聞かせボランティアによる事業
	本土復帰50周年 世界遺産から見た沖縄	成人期	9月25日(日) 10:00 ~ 11:30	20	7	14	7	14	21	105%	今回は沖縄にテーマを絞ったため、世界遺産の説明だけでなく、琉球の歴史についても触れることができた。琉球王国の特殊な歴史を知れて良かった、現地の交通事情や食事内容、土産についても知ることができたとの感想もあり、参加者は観光地としての沖縄も知ることができた。
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	9月 火曜・午後				4	0	4	-	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	9月 13:00 ~ 17:00				191	2	193	-	毎日午後、高齢者を対象に敬老室・機能回復室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	9月 9:00 ~ 12:00				0	0	0	-	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	9月 9:00 ~ 17:00				2	9	11	-	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

令和4年度公民館事業予定（11月）

○町民センター

◆サークル入会体験フェスタ ※センター分室、北部公民館、南部公民館との合同事業

日 時：11月1日（火）～30日（水）

対 象：町内在住・在勤者

内 容：公民館サークル活動の周知と入会機会の提供

◆中西立太展～歴史復元画巨匠の描いた鎌倉時代～ ★新規事業

日 時：11月7日（月）～11月20日（日）

対 象：町内在住・在勤者

内 容：歴史復元画の第一人者による鎌倉時代を中心とした作品展

◆親子で楽しく学ぶ「恐竜の話」 ★新規事業

日 時：11月12日（土）午後1時～3時

対 象：町内在住の小・中学生と保護者 50名

内 容：日本で発見された恐竜と発掘の歴史について学ぶ

講 師：矢島道子（古生物学者・科学史家）

◆東洋大学出張講座「人間の幸福とペット～ペットへの愛着と悲嘆～」

日 時：11月13日（日）午後1時30分～3時

対 象：町内在住・在勤者 30名

内 容：ペットから得られる情緒的・身体的安定についてのメカニズム、ペットを喪失した飼い主の悲嘆を和らげるプロセスについて学ぶ

講 師：佐藤亜樹（東洋大学社会学部准教授）

◆書道講座（全2回）

日 時：11月16日（水）、17日（木）午前10時～12時

対 象：町内在住・在勤者 10名

内 容：仮名文字を書く

講 師：守谷秀翠

◆TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）バスツアー ★新規事業

日 時：11月19日（土）午前7時40分～午後5時

対 象：事前（11月5日）・事後（11月27日）オリエンテーションに参加できる
小学3～6年生 80名

内 容：テーマに基づき外国人指導者によるオール・イングリッシュの環境を体験する

講 師：TGG外国人指導者

◆歴史ツアー～日本の近代化に努めた小栗上野介の功績を学ぶ～

日 時：11月19日（土）午前9時～

対 象：町内在住・在勤者 10名

内 容：横須賀方面の史跡をめぐり、日本の近代化に努めた小栗上野介の功績を学ぶ

講 師：塚越俊志（東洋大学非常勤講師）

参加費：1,000円（入館料・資料代）

◆年賀状づくり講座

日 時：11月20日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤者 10名

内 容：水墨画で年賀状を作る

講 師：岩瀬玉泉（元・生涯学習推進員）

◆子どもパステルアート

日 時：11月20日（日）午後1時30分～3時

対 象：町内在住の小学生 10名

講 師：奥田みき（パステルインストラクター）

◆だがしや楽校

日 時：11月23日（水・祝）午後1時30分～3時30分

対 象：町内在住・在勤者

内 容：まつりの屋台形式での「趣味・特技・遊び・学び・作品」の発表を通じて、出店者と参加者が交流する

◆ママとベビーのふれあい体操（全2回）

日 時：11月24日（木）、28日（月）午前10時30分～11時30分

対 象：町内在住・在勤の0歳児と母親（首が据わっている乳児に限る）各回5組

内 容：ボディラインの引き締め、心身のリフレッシュなどに役立つ体操

講 師：指定管理者（株）オーエンス スポーツ事業部指導員

◆歴史講座「長篠と桶狭間～信長の軌跡と真相～」

日 時：11月26日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤者 30名

内 容：奇想天外といわれた戦の真相から織田信長の人物像に迫る

講 師：多賀譲治（多賀歴史研究所・代表）

○北部公民館

◆あみぐるみ講習会

日 時：11月7日（月）、9日（水）、11日（金）午前9時～午後1時

対 象：町内在住・在勤者 10名

内 容：来年干支の兎を手編みで作る

講 師：金高準子

参加費：700円（材料費）

◆おもしろ寄せ植え教室③

日 時：11月12日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生以上（小学生は親子のみ）15名

内 容：季節の花の説明と寄せ植え指導

講 師：金子能久（信花園）

参加費：900円（材料費）

◆寒川歴史散歩～寒川の歴史を尋ねる小旅～

日 時：11月26日（土）午前9時～12時

対 象：町内在住・在勤者 10名

内 容：大神塚古墳、安楽寺、塔の塚、菅谷神社、岡田遺跡、おこり塚、大塚阿弥陀堂跡、中原街道、宮山緑地、信玄芝原、興全寺、寒川神社、西善院、宮山神社

講 師：森 和彦（ボランティアガイド）

◆大人マジック教室

日 時：11月26日（日）午前10時～12時

対 象：町内在住・在勤者 10名

内 容：初心者向けの簡単なマジック指導と発表会

講 師：湘南マジシャンズクラブ

参加費：1,000円（材料費）

◆秋の鎌倉ハイキング～錦秋の獅子舞谷から覚園寺を訪ねる～

日 時：11月29日（火）午前8時50分～午後3時

対 象：町内在住・在勤者 12名

内 容：鎌倉宮、理智光寺橋、永福寺跡、獅子舞谷、大平山、百八やぐら、覚園寺

講 師：川合太恵子（鎌倉ガイド協会）

参加費：800円（拝観料）

○南部公民館

◆子ども運動教室～運動神経を鍛えよう～

日 時：11月13日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生 10名

内 容：ボールを使ってバランス、リズム、認知、操作、反応、5つの運動能力を高める
トレーニング方法を学ぶ

講 師：織田 敦（健康運動指導士）

◆血液循環簡単マッサージ講座（全2回）

日 時：11月18日（金）、25日（金）午前10時～12時

対 象：町内在住・在勤者 6名

内 容：血流を助ける筋肉のマッサージ方法を学ぶ

講 師：鶴岡義彦（健康福祉運動指導者）

◆子どもプラバン教室

日 時：11月26日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生 10名

内 容：光るミニクリスマスツリー作り

講 師：工藤理恵子（クラフト作家）

参加費：300円（材料費）

◆おはなし広場小学生

日 時：11月26日（土）午前11時30分～12時

対 象：町内在住の小学生

◆大（応）神塚古墳～近年の調査から寒川に唯一残った古墳を読み解く～

日 時：11月27日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤者 20名

内 容：大神塚古墳の伝承や発掘の経過・現状について学ぶ

講 師：小林秀満（寒川町教育委員会）

＝本との出会いが始まる＝

図書館月報

No. 191 2022. 10. 12
寒川総合図書館



教育委員会定例会

＜展示
「読んでみよう！ 作ってみよう！ 新聞」

◎2022年度図書館利用状況・9月（2022.9.1～2022.9.30）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
1	木	20	20	503	543	0	5	613	618	
2	金	15	23	459	497	1	21	513	535	
3	土	28	35	818	881	7	45	1,167	1,219	土曜日おはなし会
4	日	19	21	795	835	33	19	1,289	1,341	おひざにだっこのおはなし会
6	火	24	25	692	741	7	14	791	812	
7	水	16	41	581	638	3	34	634	671	
8	木	31	35	596	662	18	13	591	622	回想サロン
9	金	19	21	561	601	3	16	750	769	
10	土	21	28	841	890	5	16	1,380	1,401	土曜日おはなし会
11	日	19	23	864	906	1	18	1,338	1,357	さむかわジュニア司書活動/図書館で癒しのひとときを
13	火	23	30	616	669	31	16	814	861	
14	水	20	24	576	620	10	7	503	520	
15	木	19	21	676	716	1	5	759	765	
16	金	26	27	542	595	18	36	572	626	
17	土	35	36	820	891	23	46	1,423	1,492	土曜日おはなし会
18	日	17	15	548	580	2	15	782	799	
19	月	0	0	465	465	0	0	555	555	南北分室休室
20	火	36	66	513	615	10	35	599	644	
21	水	27	30	670	727	25	15	797	837	
22	木	21	31	560	612	11	19	715	745	
23	金	29	12	682	723	20	3	717	740	
24	土	30	23	757	810	3	26	1,128	1,157	さむかわジュニア司書活動
25	日	30	28	822	880	31	19	1,057	1,107	
27	火	33	39	676	748	22	31	890	943	
28	水	25	32	623	680	20	8	742	770	おひざにだっこのおはなし会
29	木	31	21	700	752	8	23	682	713	
30	金	21	37	560	618	7	45	451	503	
27	日開館※	635	744	17,516	18,895	320	550	22,252	23,122	登録者 17,939人※(前月比 +83人)
	一日平均	24	29	649	-	12	21	824	-	1日平均 3人登録
	昨年同月比	+55	-124	-157	-226	-13	+19	-5,196	-5,190	(町人口48,528人 2022.4.1)

※分室は 26 日開室

◎2022年度利用状況（2022.4.1～2022.9.30）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	602	843	16,750	18,195	281	577	24,564	25,422	945	
5	26	587	852	17,297	18,736	277	541	24,817	25,635	955	
6	20	612	1,026	15,457	17,095	332	546	19,646	20,524	982	
7	28	777	920	20,149	21,846	431	525	28,158	29,114	1,006	
8	26	690	876	21,193	22,759	384	639	26,834	27,857	1,032	
9	27	635	744	17,516	18,895	320	550	22,252	23,122	824	
計	153	3,903	5,261	108,362	117,526	2,025	3,378	146,271	151,674	6 ヶ月分	
	一日平均	25	34	708	-	13	22	956	-		

※分室は 157 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2022.9.30）

	総合開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2016	308	13,928	12,943	272,425	299,296	7,886	7,477	350,039	365,402	
年度	一日平均	48	44	884	-	27	26	1,136	-	
2017	308	12,510	13,778	265,084	291,372	7,031	8,398	332,911	348,340	
年度	一日平均	40	44	858	-	23	27	1,077	-	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
年度	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021	308	7,906	10,594	220,907	239,407	5,043	7,064	312,732	324,839	
年度	一日平均	25	34	717	-	16	23	1,015	-	
2022	153	3,903	5,261	108,362	117,526	2,025	3,378	146,271	151,674	
年度	一日平均	25	34	708	-	13	22	956	-	
開館	4,827	117,186	126,703	4,549,454	4,793,343	68,137	76,859	6,216,162	6,361,158	
累計	一日平均	40	43	943	-	23	26	1,288	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。
分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝2022年度総合図書館事業実績（9月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月開始	展示冊数 貸出冊数	内容・総評
YA	〇〇めし！ POP'nだ～なくん14号コラボ展示	7/5(火)～ 9/6(火)	-	265 856	料理をする中高生に向け、初心者向けの料理本やSNS等で発信する際に役立つ資料を展示する。作った料理やお菓子等の写真を利用者から募集し掲示。
	現役中学生おすすめの本	7/8(金)～ 9/6(火)	-	19 61	寒川東中学校の図書委員会メンバー11名がおすすめの本を選び、POPを制作して本と共に展示する。 (中学校連携事業)
	君の数学力を呼び覚ませ！ 「キライ」を「好き」にする。 「好き」を「もっと好き」にする	9/8(木)～ 12/6(火)	○	173	数学に苦手意識を持つYA向けに、数学の勉強方法に関する図書や、数学や数学者が登場する小説などを展示。「数学を学びたい」という気持ちを後押しする。
絵本 小規模企画	いくつのえほん	7/23(土)～ 9/2(金)	-	98 427	冊子「いくつのえほん」に掲載されている絵本を中心に絵本選びの参考になる展示。(冊子配布あり)
	キラキラ 月夜 星空	9/3(土)～ 9/16(金)	○	144 134	十五夜の9月にちなみ、夜空の星や月を見上げて季節を感じるようなえほんを展示する。
	かぞく	9/17(土)～ 9/30(金)	○	67 67	敬老の日にちなみ、おじいちゃんやおばあちゃんをはじめとする「家族」が主人公のえほんを集めて展示する。
児童①	課題図書	6/17(金)～ 9/6(火)	-	18 304	夏休みに、青少年読書感想文全国コンクール課題図書を集めて展示し、読書推進を図る展示。
児童②	読んでみよう！作ってみよう！新聞	9/10(土)～ 11/1(火)	○	26	朝日小学生新聞・読売こども新聞を、新聞づくりに関する資料と共に展示し、新聞に興味を持ってもらうための展示。
CD	アツイぜ！ 日本のロックミュージック！	8/16(火)～ 10/14(金)	-	9	1970～2020年代の日本のロックミュージシャンのCDを紹介する。SNSで懐かしの曲を耳にするYA世代も興味を持つ展示を行う。
複合	教科書にでてくるお話し	8/25(木)～ 9/27(火)	-	156 105	町内小中学校の国語の教科書に掲載されている小説を中心に、関連資料や朗読CDを展示する。
その他	大河ドラマの10年 ～平清盛から北条義時まで～	7/2(土)～ 10/2(日)	-	154	放送中の『鎌倉殿の13人』を中心に、過去10年の大河ドラマ関連の書籍を展示。 引続き梶原景時関連の資料や配布物も展示する。
	誰も自殺に追い込まれることのない社会(町民窓口課共催)	8/19(金)～ 9/22(木)	-	33 57	『自殺予防週間9/10(土)～9/16(金)』に合わせ、自殺予防関連の資料を展示。ポスターの掲示とパンフレット配布を行う。
	世界アルツハイマー月間 「読む・知る・認知症」 (高齢介護課共催)	8/24(水)～ 10/2(日)	-	26	認知症についての取り組みの紹介。認知症を知ってもらうため関連書籍の展示を行った。
	防災を考える	9/1(木)～ 9/30(金)	○	37 42	防災の日に合わせ、防災について考え・知ってもらう展示。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	9/4(日) 11:00～11:20	3階 会議室	2組(子ども2名、おとな3名)計5名 紙芝居「ペンギンのペンペン」ほか
	9/28(水) 11:00～11:20		5組(子ども5名、おとな5名)計10名 絵本「どんぶりころちゃん」ほか
	9/3(土) 11:00～11:20		子ども8名 絵本「ごはんのじかん」ほか
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	9/10(土) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	子ども5名 絵本「ひよこはにげます」ほか
	9/17(土) 11:00～11:20		子ども6名 絵本「とんでけかぼちゃ」ほか
	9/17(土) 11:00～11:20		子ども6名 絵本「とんでけかぼちゃ」ほか

(3) その他

講座

回想サロン	9/8(木) 13:00～14:30	3階 会議室	「よみうり回想サロン」のDVDを利用した講座。昭和30年代の懐かしい映像を見てクイズに答えたり当時の思い出を語り合った。さむかわ音楽ひろばの方が3曲演奏した。 (こんにちは赤ちゃんほか) 参加者:7名
図書館で癒しのひとときを ～大人向け絵本の紹介と アイマスクづくり～	9/11(日) 14:00～15:30	3階 会議室	南部公民館との共催講座 図書館スタッフが大人向け絵本をブックトークと読み聞かせて紹介。南部公民館スタッフが講師となりアイマスクを手作した。参加者:8名

その他

さむかわジュニア司書活動 (3期生4期生)	9/11(日) 10:00～11:30	3階 会議室	複合展示「ひと棚図書館」の準備 テーマ決めと選書。当日参加人数:5名
	9/24(土) 10:00～11:30		複合展示「ひと棚図書館」の準備 選書と飾りの作成。当日参加人数:6名
本と雑誌のリサイクルフェア	9/15(木) ～10/13(木)	企画展示室	保存期限が過ぎた雑誌のリサイクルと共に、今年度不用除籍になった図書を利用者に提供した。

十進王国クイズラリー

期間:9月1日(木)～9月30日(金)
9月の問題(9類) 「探偵がでてくる物語はどのキャラクターの本だなにあるかな？」 参加者:39名

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
7月	夕焼	43	4名で、佳作1句、入選3句(「現代俳句」10月号に掲載)
8月	桔梗	55	
9月	露	46	

読書通帳配付状況

期間:9月1日(木)～9月30日(金)
大人用4冊、子ども用12冊を配付。

3. 図書館資料管理

督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
木曜日督促	7日以上	予約1件以上	毎週木曜	電話:36名(44件)
日曜日督促	3日以上	予約3件以上	毎週木曜・日曜	メール:18名(20件)
第一次督促	30日	2022/8/1～8/31	9/27	ハガキ:16名(58件)、メール:11名(40件)
長期電話督促	60日	2022/7/1～7/31	9/27	電話:7名(39件)
第二次督促	90日	2022/6/1～6/30	9/27	ハガキ:2名(5件)
第三次督促	180日	2022/3/1～3/31	9/27	電話:0名(0件)

II. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	内容・総評
南部	純喫茶さむかわ	8/6(土)～ 9/30(金)	-	100 67	レトロブームや昭和を懐かしむ時代を反映し、珈琲や紅茶の淹れ方などの実用書や、喫茶店が舞台の小説や児童書を展示。(総合にて7月に開催)
北部	スペースオペラ&SF	8/5(金)～ 9/30(金)	-	99 20	宇宙を舞台にした冒険活劇とSFを取り上げ、小説だけでなく宇宙関連の一般書を展示。 (総合にて4～6月に開催)

＝2022年度総合図書館事業実績／予定（10月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	内容・総評
YA	君の数学力を呼び覚ませ！ 「キライ」を「好き」にする。 「好き」を「もっと好き」にする	9/8(木)～ 12/6(火)		○	数学に苦手意識を持つYA向けに、数学の勉強方法に関する図書や、数学や数学者が登場する小説などを展示。「数学を学びたい」という気持ちを後押しする。
絵本 小規模 企画	たべもの	10/1(土)～ 10/14(金)	○		秋の果物や食べ物を中心に、季節を感じる絵本を展示する。
	雑誌『こどものとも0.1.2』	10/15(土)～ 10/28(金)	○		赤ちゃんや幼児の読み聞かせに適した月刊絵本を、表紙を見せて展示することで手に取りやすくする。
	ハロウィン おばけの本	10/29(土)～ 11/11(金)	○		図書館まつりに合わせてハロウィンやおばけの絵本を展示。イベントと連携することで貸出を促す。
児童①	イラストでレッツ☆スタディ	10/1(土)～ 11/29(火)	○		活字を読むのが苦手な子どもでも、イラストや漫画で学習ができる本を紹介する。本を読む楽しさを体験する展示。
児童②	読んでみよう！作ってみよう！新聞	9/10(土)～ 11/1(火)		○	朝日小学生新聞・読売こども新聞を、新聞づくりに関する資料と共に展示し、新聞に興味を持ってもらうための展示。
CD	アツイぜ！ 日本のロックミュージック！	8/16(火)～ 10/14(金)		○	1970～2020年代の日本のロックミュージシャンのCDを紹介する。SNSで懐かしの曲を耳にするYA世代も興味を持てる展示を行う。
	耳で聴くおはなしの世界	10/15(土)～ 12/14(水)	○		文字が読みづらい方はもちろん、作業をしながら聴いたり寝る前のひとときに聴くなど、様々な利用ができる朗読CDを紹介する展示。
複合	ひと棚図書館	10/1(土)～ 11/30(水)	○		ひと棚ごとに異なるテーマで12の展示を行う。さむかわジュニア司書8名が担当した8棚は、それぞれが選書タイトルボードを制作した。
その他	大河ドラマの10年 ～平清盛から北条義時まで～	7/2(土)～ 10/2(日)		○	放送中の『鎌倉殿の13人』を中心に、過去10年の大河ドラマ関連の書籍を展示。引続き梶原景時関連の資料や配布物も展示する。
	世界アルツハイマー月間 「読む・知る・認知症」 (高齢介護課共催)	8/24(水)～ 10/2(日)		○	認知症についての取り組みの紹介。認知症を知ってもらうため関連書籍の展示を行う。(関連パンフレット配布)
	梶原景時	10/4(火)～ 12/28(水)	○		大河ドラマによって認知度が上がった寒川ゆかりの武将・梶原景時の関連書籍に限定し展示。
	笑顔でつなぐ家族のカタチ (子育て支援課共催)	10/6(木)～ 10/20(木)	○		里親制度の普及・啓発の為、里親月間に合わせて関連書籍と共にパネルを展示する。
	図書館まつり企画 「展示の展示」	10/8(土)～ 11/5(土)	○		2017年から図書館で行った様々な展示を紹介する。過去のポスターや写真と共に、企画展示で展示した本の中から厳選した図書を2階通路で展示する。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	10/2(日) 11:00～11:20	3階 会議室	予約制5組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
	10/26(水) 11:00～11:20		
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	10/1(土) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	当日受付8名(子どものみ) 絵本、紙芝居の読み聞かせ
	10/8(土) 11:00～11:20		
	10/15(土) 11:00～11:20		

(3) その他

講座

大人の朗読会	10/1(土) 18:00～18:45	閉館後、「音」をテーマに朗読と音楽を楽しんでいただく。スタッフが行う朗読の合間やバックミュージックのほか、さむかわ音楽ひろばによる演奏を行う。
--------	------------------------	---

その他

さむかわジュニア司書活動 (3～4期生)	10/1(土) 9:00～10:30	複合展示「ひと棚図書館」の設置。 飾りと選書した本を、実際に展示コーナーに配架する。参加予定:6名
	10/30(日) 10:00～11:30 14:00～15:30	「第3回図書館まつり」のイベント補助。 クイズラリーのスタンプ係や、さかなつり等のイベントの運営に参加する。
出張わらべうた (子育て支援センター共催)	10/6(木) 13:30～14:00	図書館スタッフが子育て支援センターに出向き、赤ちゃん向けのわらべうたや手遊びを行う。図書館の紹介と絵本選びの相談を受け付ける。
図書館まつり	10/30(日) 9:00～16:00	通常業務を行いながら、ワークショップやミニコンサート、スタンプラリー等図書館全体を使ってイベントを行う。日頃、図書館をあまり利用しない人にも図書館を知ってもらおうきっかけにする。

2. 施設見学

図書館たんけん 一之宮小学校2年生(2クラス)	10/20(木)	図書館を見学し、図書館の利用方法などを学ぶ。
----------------------------	----------	------------------------

II. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	内容・総評
南部	スペースオペラ&SF	10/5(水)～ 11/29(火)	○		宇宙を舞台にした冒険活劇とSFを取り上げ、小説だけでなく宇宙関連の一般書を展示する。 (総合にて4～6月に開催)
北部	純喫茶さむかわ	10/5(水)～ 11/29(火)	○		レトロブームや昭和を懐かしむ時代を反映し、珈琲や紅茶の淹れ方などの実用書や、喫茶店が舞台の小説や児童書を展示。(総合にて7月に開催)

(3) その他

南北分室 蔵書点検	10/3(月) 8:30～17:00	休館日に蔵書点検を実施する。
-----------	-----------------------	----------------

報告第3号

専決処分の報告について

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月20日提出

寒川町教育委員会
教育長 大澤文雄

専 決 処 分 書

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月11日

寒川町教育委員会教育長 大 澤 文 雄

1 事件名

財産の取得について（タブレット端末、液晶テレビほか）

2 専決処分の内容

財産の取得（タブレット端末、液晶テレビほか）について同意し、これを報告する。

3 専決処分の理由

緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかつたため。

議案第 51 号

財産の取得について

寒川町立小学校及び中学校において使用するタブレット端末等を次のとおり取得する。

- 1 取得する物品 タブレット端末ほか 別紙取得物品一覧表のとおり
- 2 取得金額 7,678,000 円
- 3 契約の相手方 神奈川県厚木市中町二丁目 6 番 24 号三成ほていやビル
株式会社 有隣堂 厚木営業所
所長 二階堂 浩一

令和 4 年 10 月 17 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町立小学校及び中学校において使用するタブレット端末等を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

別紙 取得物品一覧表

No	品名	仕様・規格・形式等	数量
1	タブレット端末	10.2インチ iPad 第9世代 Wi-Fi 64GB MK2L3J/A	90
2	キーボード	Smart Keyboard ロジクール iK1054BB RUGGED COMB03	68
		Lightning有線キーボード エレコム TK-LCM02BK	22
3	カバー	落下破損防止用 iPad 専用カバー エレコム TB-A19REVABU	22
4	MDM	Jamf Pro for iOS 教育機関用 3年	90

議案第 52 号

財産の取得について

寒川町立小学校及び中学校において使用する液晶テレビ等を次のとおり取得する。

- 1 取得する物品 液晶テレビほか 別紙取得物品一覧表のとおり
- 2 取得金額 16,303,320 円
- 3 契約の相手方 神奈川県厚木市中町二丁目 6 番 24 号三成ほていやビル
株式会社 有隣堂 厚木営業所
所長 二階堂 浩一

令和 4 年 10 月 17 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町立小学校及び中学校において使用する液晶テレビ等を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

別紙 取得物品一覧表

No	品名	仕様・規格・形式等	数量
1	液晶テレビ	50型 オリオン OL50XD100	179
2	ディスプレイスタンド	エレコム LPS-K55	179

議案第16号

令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針について

令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針を別紙のとおり定める。

令和4年10月20日提出

寒川町教育委員会
教育長 大澤 文雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動の基本方針について提案する。

令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の
人事異動基本方針

寒川町教育委員会

寒川町教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係者の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全町的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

「寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針」の取扱いについて

令和5年度（令和4年度末）県費負担教職員の人事異動については「令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針」に基づき実施するが、その際には次の事項について留意するものとする。

1 基本的な留意事項

- (1) 年齢構成、男女の構成比については、できる限り均衡を保つようにする。
- (2) 各校が地域に根ざした特色ある教育活動を展開できるよう職員構成に配慮する。
- (3) 同一校の勤務が10年以上の者は、原則として配置換えを行う。
- (4) 同一校の勤務が5年以上の者は、配置換えの対象とする。
- (5) 同一校の勤務が3年以上5年未満の者は、希望者のみ配置換えの対象とする。
- (6) 同一校の勤務が3年未満の者は、原則として配置換え、他地区への転任の対象としないが、特別の理由がある場合のみ考慮する。
- (7) 休職中並びに令和5年度当初に出産休暇及び育児休業の予定となる者については、異動の対象から除く。

2 配置換え調書記入上の留意点

- (1) 希望校については、小学校においては第3希望校まで、中学校においては第2希望校までを必ず記入する。
- (2) 配置換えを自己啓発の機会と捉え、特別の理由のない限り、以前勤務した学校への希望は避ける。

検討方法について

1 学校配置の検討に係る基本要件

(寒川町立小・中学校適正化等基本方針(以下、「基本方針」という。)より抜粋)

(1) 2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討を行います。

① 町全体で8校から6校への再編

公共施設再編計画における検証結果として、「現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる」とされ、その内訳としては小学校4校、中学校2校とされていることから、小学校4校・中学校2校の組合せによる配置を基本として検討を進めます。

② 財政的負担の視点

財政面を考慮すると、新たな用地取得は難しいため、既存の学校の位置を基本として検討を進めます。

(2) 子どもたちの望ましい教育環境を整える

① 児童生徒の居住分布に応じた配置バランスの取れた学校配置を目指します。

② 児童生徒の負担面や安全面を配慮し、適切な通学距離が確保できる学校配置を目指します。

③ 適正な学校規模を確保できる学校配置を目指します。

2 検討方法と進め方

学校の配置については、様々な配置案が想定されます。

そうした中、令和4年3月に実施したオンライン地域懇談会やパブリックコメントでは、様々な可能性について検証し、最終的な配置案に至った理由だけではなく、その検討経過を明らかにすることで、町民への説明責任を果たしていくことになる等の意見が出ています。

これらの意見を踏まえ、想定される配置案について、配置条件を明確にしたうえで、比較検討をしていくこととしました。

比較検討の際には、段階を追って絞り込んでいくことを想定しており、まず、第1段階として、子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、配置バランスが取れているか、通学距離が適正か、学校規模が過小・過大とまらないかといった視点で比較し、数候補に絞り込み、その後、各配置案の課題等を明らかにしたうえで、さらに詳細な比較検討を進めて行く予定です。

3 学校配置候補の考え方

学校配置の検討に係る基本要件に示したとおり小学校を4校、中学校を2校の配置とした場合の候補数は、小学校を4校とする配置案は5案、中学校を2校とする配置案は3案であるため、小・中学校を合わせると、全15案の学校配置候補となります。

4 学校配置候補案

子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、次の3つの視点により比較検討することとします。

(1) 配置バランス

児童生徒の負担軽減のため、可能な限り町内にバランスよく配置することを目指します。

具体的には、小学校は、南部・中部・北部に配置が望ましく、中学校は南部・北部に配置することが望ましいといった考えのもと比較します。

(2) 通学距離

学校の配置にあつては、可能な限り児童生徒の負担面や安全面を配慮し、小中学校の適切な通学距離(小学校:概ね2Km以内、中学校:概ね3Km以内)を全地域において確保する必要があります。

<基本方針16ページより>

本町の交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とします。また、徒歩での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現をめざします。

(3) 適正な学校規模

適正な学校規模(12学級から18学級)を確保できるよう、過小・過大とならないように児童生徒の居住分布を考慮して配置する必要があります。

・児童生徒数と学級数の各校の推移(基本方針3ページ抜粋)

		寒川小学校	一之宮小学校	旭小学校	小谷小学校	南小学校	計
2021年	児童数(人)	435人	311人	613人	449人	509人	2,317人
	学級数	18	12	21	16	18	85
2060年	児童数(人)	321人	194人	636人	378人	453人	1,982人
	学級数	12	6	22	12	18	70

		寒川中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	計
2021年	生徒数(人)	283人	598人	379人	1,260人
	学級数	9	15	11	35
2060年	生徒数(人)	159人	509人	328人	996人
	学級数	6	15	9	30

上記の表に示すとおり、2060年の推計では、小学校の児童数をみると、旭小学校と小谷小学校の児童で約半数を占め、北部地域に児童が多く分布していることから、北部地域の小学校を1校の配置とした場合、過大規模となる可能性があると考えられます。

配置パターン		A	B	C	D
配置 学校 位置	小学校 4校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
		一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
		旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
		小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
	中学校 2校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
		旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

確認項目		内容	各パターンの共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考
学校 規模	1	小学校 2学級以上が確保できるか。 【第1段階検討項目】	・新たに想定される学区により学級数を推計し、小学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。 ※【参照】児童生徒数シミュレーション	○	1学年2学級以上を推移。	○	1学年2学級以上を推移。	○	1学年2学級以上を推移。	○	1学年2学級以上を推移。
	2	中学校 3学級以上が確保できるか。 【第1段階検討項目】	・新たに想定される学区により学級数を推計し、中学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。 ※【参照】児童生徒数シミュレーション	○	1学年3学級以上を推移。	○	1学年3学級以上を推移。	○	1学年3学級以上を推移。	○	1学年3学級以上を推移。
	3	大規模校が発生しないか。	・新たに想定される学区により学級数を推計し、2040年以降に標準規模（12～18学級）をはるかに超える大規模校は発生するか。 大規模校：25学級以上 過大規模校：31学級以上 ※【参照】児童生徒数シミュレーション	○	現一之宮小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。	○	現南小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。	○	現一之宮小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。	○	現南小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。
通学 条件	4	適切な通学距離が設定できるか。 【第1段階検討項目】	・小学校 おおむね2km以内 ・中学校 おおむね3km以内 となっているか。 ※【参照】小・中学校 配置距離図	○	全小・中学校が範囲内に収まる。	○	全小・中学校が範囲内に収まる。	○	全小・中学校が範囲内に収まる。	○	全小・中学校が範囲内に収まる。
	5	各学区における主要地点から学校までの距離	・新たに想定される学区内での主要な地点（地域集会所など）を起点に、通学距離を測り、課題はあるか。 ※【参照】通学距離等確認資料	○	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が2倍近くになる地域があるもの、おおむね4番の範囲内に収まる。	◎	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が1.5倍近くになる地域があるもの、おおむね4番の範囲内に収まる。また、現南小学校は南部地域の中央に近く、低学年の通学距離に配慮した立地条件と考えられる。	○	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が2倍近くになる地域があるもの、おおむね4番の範囲内に収まる。	◎	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が1.5倍近くになる地域があるもの、おおむね4番の範囲内に収まる。また、現南小学校は南部地域の中央に近く、低学年の通学距離に配慮した立地条件と考えられる。
	6	通学の安全性が確保できるか。	・学区変更による通学の要所（鉄道、交通量の多い道路等）となる箇所や事故多発地点はあるか。 ※【参照】通学上の危険箇所等	○	寒川町通学路交通安全プログラムに基づいて、必要な対策を講じているので、現状としては大きな問題はない。	○	寒川町通学路交通安全プログラムに基づいて、必要な対策を講じているので、現状としては大きな問題はない。	○	寒川町通学路交通安全プログラムに基づいて、必要な対策を講じているので、現状としては大きな問題はない。	○	寒川町通学路交通安全プログラムに基づいて、必要な対策を講じているので、現状としては大きな問題はない。

配置パターン			A	B	C	D
配置 学校 位置	小学校 4校		寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
			一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
			旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
			小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
	中学校 2校		寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
			旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

確認項目		内容	各パターンの共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考	
学校と地域との連携	7	自治会からの協力や連携のしやすさ。	・多くの自治会からの協力や連携を進める上で、地域住民が学校へアクセスが容易であるか。 ※【参照】区域重ね図(小・中学校)	4番で示す通り一定の距離の範囲内に収まっている。	▲	南東部の自治会からの小中学校へのアクセスがやや遠くなる。	△	南西部の自治会については、小学校へのアクセスが、南東部の自治会については中学校へのアクセスがやや遠くなる。	△	南東部の自治会については、小学校へのアクセスが、南西部の自治会については中学校へのアクセスがやや遠くなる。	▲	南西部の自治会からの小中学校へのアクセスがやや遠くなる。
	8	「地域とともにある学校」としての利便性は確保できるか。	・学童クラブや広域避難場所等、地域の施設としての機能の視点から、地域住民の利便性を配慮した配置となっているか。 ※【参照】区域重ね図(小・中学校) 寒川町防災マップ	現一之宮小学校または現南小学校に配置される学校の学童クラブに関しては、児童数が増加するため既存より大きくする必要がある。	○	広域避難場所としては、現南小学校に隣接する寒川高校があることから、地域的なバランスは保たれる。	○	広域避難場所としては、地域的なバランスはよい。	○	広域避難場所としては、現南小学校に隣接する寒川高校があることから、地域的なバランスは保たれる。	△	広域避難場所としては、南西部に広域避難所が未設置となることから地域的なバランスにかけるため、南西部に広域避難所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考えられる。
施設の機能	9	十分な敷地要件を確保できるか。	既存の敷地において、 ・小・中学校設置基準(文部科学省令)を満たしているか。 ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。 ※【参照】小・中学校設置基準 義務教育諸学校施設費国庫負担法の基準(以下「義務教育学校国庫基準」という)	令和4年5月時点と、令和22年(2040年)推計の児童生徒数や学級数を用い算出した、小・中学校設置基準で必要とされる面積を既存の敷地面積が全校上回っている	○	確保できている。	○	確保できている。	○	確保できている。	○	確保できている。
	10	十分な建物要件を確保できるか。	既存の校舎や体育館等において、 ・小・中学校設置基準(文部科学省令)を満たしているか。 ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。 ・統合に伴う普通教室数は十分確保できているか。 ・少人数学級導入に伴う普通教室数は確保できるか。(増築の必要があるか。) ※【参照】学校の敷地及び建物の要件確認 ・小・中学校設置基準 ・義務教育学校国庫基準 上記2基準と比較して確認する。	既存の校舎や体育館は、下限値としての面積基準である小・中学校設置基準を満たしている。 再配置により影響の出ない学校にあっては、普通教室等の確保が十分にできる。	△	義務教育学校国庫基準については、寒川中学校と旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。 普通教室数は、現一之宮小学校は、現状の普通教室数では不足が予想されるが、文化財学習センターを他の学校へ移設することにより確保することができると想定される。 現寒川中学校にあっては、現状の普通教室数では不足するものの、他に使用している教室やスペース等の活用することで確保可能と想定される。	○	義務教育学校国庫基準については、寒川中学校と旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。 普通教室数は、現南小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他に利用しているスペースが多数あるため、一部改築により対応が可能と想定される。 現寒川中学校にあっては、現状の普通教室数では不足するものの、他に使用している教室やスペース等の活用することで確保可能と想定される。	△	義務教育学校国庫基準については、旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。 普通教室数は、普通教室数は、現一之宮小学校は、現状の普通教室数では不足が予想されるが、文化財学習センターを他の学校へ移設することにより確保することができると想定される。 現寒川東中学校にあっては、現状のまま十分な教室数を確保することができる。	○	義務教育学校国庫基準については、旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。 普通教室数は、現南小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他に利用しているスペースが多数あるため、一部改築により対応が可能と想定される。 現寒川東中学校にあっては、現状のまま十分な教室数を確保することができる。

配置パターン			A	B	C	D
配置 学 校 位 置	小学校 4校		寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
			一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
			旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
			小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
	中学校 2校		寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
			旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

確認項目		内容	各パターンの共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考	
施設 の 機 能	11	教育方法等の多様化への課題はあるか。	既存の建物において、 ・多目的スペースや少人数教室等、教育方法等の多様化に応じる施設整備が行われているか。 ・校内LANの整備等、ICT化への対応は十分か。 統合後の対策がどの程度必要が確認する。 ※【参照】各校における教室等の配置状況一覧	校内LAN整備等のICT化については、現状ででき得る対応はできているものの、ICT化に対応した机やモニターの導入なども考慮し、建替え等の際は普通教室の面積を現状より広げなどの対応が必要と考えられる 再配置時影響のない学校については、多目的スペース等を十分確保できる。	△	現一之宮小学校は普通教室確保のため、多目的教室等の不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することにより多目的教室等の確保ができる。 現寒川中学校にあっては、他のスペースが多数あることから、十分確保できると想定される。	○	現南小学校は普通教室確保のため、多目的教室等の不足するが、その他のスペース等が多くあるため、改築等により確保できると想定される。 現寒川中学校にあっては、他のスペースが多数あることから、十分確保できると想定される。	△	現一之宮小学校は普通教室確保のため、多目的教室等の不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することにより多目的教室等の確保ができる。 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	○	現南小学校は普通教室確保のため、多目的教室等の不足するが、その他のスペース等が多くあるため、改築等により確保できると想定される。 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。
	12	複合化の可能性はあるか。	・現状の利用状況を踏まえ、複合化等の余地について整理する。 ※【参照】各校における教室等の配置状況一覧 町内公共施設位置(寒川町防災マップ)・複合利用事例	再編時影響のない学校については、2040年以降の学級数以上の教室数があるため、複合化の余地がある。	△	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、文化財学習センターを他校へ移設する必要があり、複合化の余地は少ない。 現寒川中学校にあっては、普通教室やと目的教室等を確保したうえで、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。	△	現一之宮小学校から文化財学習センターを他校へ移設が必要となるため、再編時影響のない学校にあっては、複合化できるスペースが縮小する。 現南小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、他のスペースを活用する必要があるので、複合化の余地は少ない。 現寒川中学校にあっては、普通教室やと目的教室等を確保したうえで、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。	△	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、文化財学習センターを他校へ移設する必要があり、複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保したうえで、その他のスペースが多くあるため、複合化の余地がある。	△	現一之宮小学校から文化財学習センターを他校へ移設が必要となるため、再編時影響のない学校にあっては、複合化できるスペースが縮小する。 現南小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、他のスペースを活用する必要があるので、複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保したうえで、その他のスペースが多くあるため、複合化の余地がある。

配置パターン		A	B	C	D
配置 学校 位置	小学校 4校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
		一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
		旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
		小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
	中学校 2校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
		旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

施設 の 機能	確認項目	内容	各パターンの共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考
13	施設の使用目標年数を超過する時期と修繕、更新(建替え)時期のタイミングは適切か。	・各校舎の建築後の経過年数と使用目標年数(終期)及び現在の劣化度等から、修繕、更新(建替え)時期を想定し安全な利用が可能か。 ※【参照】再編スケジュールと費用の試算		○	再編スケジュール案のとおり、劣化度の進んでいる校舎等の改修や更新を優先的に行うことで、安全な利用が可能と考えられる。	○	再編スケジュール案のとおり、劣化度の進んでいる校舎等の改修や更新を優先的に行うことで、安全な利用が可能と考えられる。	○	再編スケジュール案のとおり、劣化度の進んでいる校舎等の改修や更新を優先的に行うことで、安全な利用が可能と考えられる。	○	再編スケジュール案のとおり、劣化度の進んでいる校舎等の改修や更新を優先的に行うことで、安全な利用が可能と考えられる。
整備 経費 の 検討	14 更新(建替え)までにかかる費用はいくらか。	○長寿命化を実施する場合 ・公共施設総合管理計画において長寿命化の経済合理性が高いとされた校舎等を長寿命化実施する。 修繕費：2036年度までにかかる修繕費 除却費：未配置となる学校の校舎等の除却費 大規模改修費：長寿命化を行う際の工事費 設計費：更新(建替)する際の設計委託料 更新(建替)費：更新(建替)する際の建築費(建替え時の除却費も含む) ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	・全校舎を建替えるまでに相当な期間を要する(2068年頃完了予定) ・1期当たりに行う建築工事件数や費用の平準化を図ることができるが、最もコストがかかる。	○	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円			
					除却費 1,837,879,000円	除却費 1,808,257,000円	除却費 1,119,634,000円	除却費 1,090,012,000円			
					大規模改修(長寿命化)費 3,544,244,000円	大規模改修(長寿命化)費 3,404,218,000円	大規模改修(長寿命化)費 5,590,819,000円	大規模改修(長寿命化)費 5,450,793,000円			
					設計費	設計費	設計費	設計費			
					更新(建替)費 14,981,432,000円	更新(建替)費 15,011,054,000円	更新(建替)費 15,699,677,000円	更新(建替)費 15,729,299,000円			
					計 21,188,972,000円	計 21,048,946,000円	計 23,235,547,000円	計 23,095,521,000円			
		○一部長寿命化を実施する場合 ・再配置する学校は原則建替えることとし、その他の学校で長寿命化の経済合理性の高い校舎等を長寿命化実施する。 修繕費：2036年度までにかかる修繕費 除却費：未配置となる学校の校舎等の除却費 大規模改修費：長寿命化を行う際の工事費 設計費：更新(建替)する際の設計委託料 更新(建替)費：更新(建替)する際の建築費(建替え時の除却費も含む) ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	・校舎を建て替えまでに相当な期間が多少短縮できる(2063年完了予定) ・一部長寿命化を実施することで、ある程度の建築工事件数や費用の平準化を図ることができる。	○	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円			
					除却費 1,837,879,000円	除却費 1,808,257,000円	除却費 1,119,634,000円	除却費 1,090,012,000円			
					大規模改修(長寿命化)費 2,370,768,000円	大規模改修(長寿命化)費 2,903,568,000円	大規模改修(長寿命化)費 2,370,768,000円	大規模改修(長寿命化)費 2,903,568,000円			
					設計費	設計費	設計費	設計費			
					更新(建替)費 14,981,432,000円	更新(建替)費 15,011,054,000円	更新(建替)費 15,699,677,000円	更新(建替)費 15,729,299,000円			
					計 20,015,496,000円	計 20,548,296,000円	計 20,015,496,000円	計 20,548,296,000円			
		○建て替えを原則とする場合 ・再配置する学校を優先的に建て替えるが、その他の学校も建て替えを原則とする場合。 修繕費：2036年度までにかかる修繕費 除却費：未配置となる学校の校舎等の除却費 改修費：再配置校で建築60年まで相当な期間がある校舎に対する増改築費 設計費：更新(建替)する際の設計委託料 更新(建替)費：更新(建替)する際の建築費(建替え時の除却費も含む) ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	・原則建て替えを行うことで、2058年を目途に全校舎の建て替えを完了することができる。 ・最もコストが安くなるものの、1期当たりに行う建設工事件数や費用は増大し、前期に集中する。		修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円	修繕費 825,417,000円			
					除却費 1,837,879,000円	除却費 1,808,257,000円	除却費 1,119,634,000円	除却費 1,090,012,000円			
					改修費 0円	改修費 532,800,000円	改修費 0円	改修費 532,800,000円			
					設計費	設計費	設計費	設計費			
					更新(建替)費 14,981,432,000円	更新(建替)費 15,011,054,000円	更新(建替)費 15,699,677,000円	更新(建替)費 15,729,299,000円			
					計 17,644,728,000円	計 18,177,528,000円	計 17,644,728,000円	計 18,177,528,000円			

配置パターン			A	B	C	D
配置 学校 位置	小学校 4校		寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
			一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
			旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
			小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
	中学校 2校		寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
			旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

確認項目	内容	各パターンの共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考
整備 経費 の 検討	15 公民連携の可能性	・公民連携による施設の建築及び管理運営が可能か。 ※【参照】公民連携事例	○	学校施設の公民連携に当たっては、何を複合化していくのかと併せて検討し、VFMなども確認確認の上、導入の可否について慎重に判断する必要がある。	○	施設の更新にあたり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○	施設の更新にあたり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○	施設の更新にあたり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。
	16 跡地利用の可能性	・学校再配置の結果、未配置校となった学校敷地の利活用・売却の見込みについて。 ※【参照】校地土地用件表	▲	未配置となる現南小学校と現寒川東中学校は共に市街化調整区域に位置する。両校ともに、学校以外の利活用の幅が狭く、売却の見込みは薄い。	△	未配置となる現一之宮小学校は、第1種住居地域、現寒川東中学校は市街化調整区域に位置する。現一之宮小学校は、比較的に利活用の幅は広く売却の見込みはあるが、現寒川東中学校は、学校以外の利活用の幅は非常に狭いため、売却の見込みは薄い。	○	未配置となる現南小学校は市街化調整区域、寒川中学校は第1種中高層住居専用地域に位置する。現南小学校は、学校以外の利活用の幅は非常に狭いため、売却の見込みは薄い。寒川中学校は、住居としての利活用は可能であるため、売却の見込みはある。	◎	未配置となる一之宮小学校は第1種住居地域、寒川中学校は第1種中高層住居専用地域に位置する。現一之宮小学校は、比較的に利活用の幅は広く、寒川中学校は、住居としての利活用は可能であるため、売却の見込みはともにある。

新しい 学校の かたち	17 小・中一貫教育導入時の有効性	・配置状況などから連携しやすいか、弊害となることは何かなどにより比較 ※【参照】小・中一貫教育導入に係る課題整理表		町では小中一貫教育の施設分離型（1中・2小）を想定している。区分けとして、北部地域（北ブロック）と南部地域（南ブロック）に分けた分離が適しており、中学校と小学校が近くにあるパターンが適切であると考え。A～Dの配置パターンにおいては、どれも運営上における課題は見られない。
	18 コミュニティ・スクール	・配置状況などからコミュニティ・スクールの運営の課題などがあるか。 ※【参照】コミュニティ・スクール推進に係る課題整理表		現在、コミュニティ・スクールを順次設置予定である。今後、小中一貫教育の推進とともに、学校運営協議会の持ち方（単独実施型、連携実施型等）の検討が必要と考える。また、自治会と学区の関係性を考慮する必要がある。
	19 少人数学級	・少人数学級への対応が可能か。 ※【参照】少人数学級に係る課題整理表		国の施策により、小学校では順次35人以下学級を導入が進められている。中学校においては、現段階において方向性が示されていない。しかしながら、今後の「35人学級」に柔軟に対応できるよう、余裕教室や教員の確保が必要となる。

配置パターン		A	B	C	D
配置 学校 位置	小学校 4校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
		一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
		旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
		小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
	中学校 2校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
		旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

確認項目			内容	各パターンの共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考
総括	20	総括	・項目全体的な整理			現一之宮小学校は南部地域の中で、比較的西に位置するため、東部地域の通学距離が遠くなるのが想定される。 また、現寒川中学校を配置することで、南東部の学校が未配置となり、配置バランスにかけるが、広域避難所等においては、寒川高校があるため、ある程度のバランスは保たれる。 しかし、未配置校を市街化調整区域の2校とすることで、今後、進めていく新しい学校の形を実現するための財源を確保することができなくなる。		現南小学校は、南部地域の中心に近い場所に位置するため、南部地域の小学生の通学距離を考慮すると、バランスの良い立地と考えられるが、また、現一之宮小学校が配置されないが、南西部に寒川中学校が配置されることで、小中学校合わせても配置バランスが保たれる。 未配置校の2校の内、1校は市街化区域であることから、跡地利用に期待できるが、1校が市街化調整区域となることで、今後、検討される新しい学校の形を実現するための財源の確保が半減する。 財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。		現一之宮小学校は南部地域の中で、比較的西に位置するため、東部地域の通学距離が遠くなるのが想定される。 南東部に寒川東中学校を配置することで、小中学校合わせても配置バランスが保たれる。 未配置校の2校の内、1校は市街化区域であることから、跡地利用に期待できるが、1校が市街化調整区域となることで、今後、検討される新しい学校の形を実現するための財源の確保が半減する。 財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。		現南小学校は、南部地域の中心に近い場所に位置するため、南部地域の小学生の通学距離を考慮すると、バランスの良い立地と考えられるが、寒川東中学校とすることで、南西部に学校と学校が果たしていた広域避難所が配置されなくなることから、地域のバランスを欠くため、南西部に広域避難所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考える。 また、未配置校が市街化区域の2校となるため、今後、進めていく新しい学校の形を実現するための財源を確保することができる。 財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。

検討比較表【第2段階】の評価結果の考え方

		◎	○	△	▲
学校規模	1 小学校 2学級以上が確保できるか。 【第1段階検討項目】		全学校が2学級以上を確保できる	一部の学校が2学級以上確保できない	
	2 中学校 3学級以上が確保できるか。 【第1段階検討項目】		全学校が3学級以上を確保できる	一部の学校が3学級以上確保できない	
	3 大規模校が発生しないか。		2040年以降、全学校が小学校は12学級、中学校は9学級を超え、かつ、小中学校ともに24学級以内の学級数を推移する。	2040年以降、一部の学校が小学校は12学級、中学校は9学級を未滿、または、25学級以上の学級数となる。	
通学条件	4 適切な通学距離が設定できるか。 【第1段階検討項目】		全小・中学校が範囲内に収まる。	一部の小・中学校に範囲内収まらない地域がある	
	5 各学区における主要地点から学校までの距離	全小学校が概ね2km以内、全中学校が概ね3km以内の通学距離を確保できる。再配置される小学校が南部地域の中央部に近くに位置することから低学年の通学距離を配慮するとバランスが良い。	全小学校が概ね2km以内、全中学校が概ね3km以内の通学距離を確保できる。	小学校で2kmを大きく超える通学距離、または、中学校で3kmを大きく超える通学距離となる地域ができる	
	6 通学の安全性が確保できるか。		現在指定している通学路を大きく変更することなく、安全に配慮した通学路を指定することができる。	現行の通学路以外で、通学の要所（鉄道、交通量の多い道路等）を通過する際に危険を伴う通学路となる場所ができる	
の学校連携と地域と	7 自治会からの協力や連携のしやすさ。		全地域において小中学校へのアクセスがしやすい	一部地域のいにおいて、小学校または中学校へのアクセスがしにくくなる	一部地域において、小中学校両方へのアクセスがしにくくなる。
	8 「地域とともにある学校」としての利便性は確保できるか。		各地域に広域避難所となる学校がある	一部地域に広域避難所となる学校がない	
施設の機能	9 十分な敷地要件を確保できるか。		全小中学校において、小・中学校設置基準や義務教育学校国庫基準の敷地面積を上回る。	一部の小中学校において、小・中学校設置基準や義務教育学校国庫基準の敷地面積を下回る。	

検討比較表【第2段階】の評価結果の考え方

			◎	○	△	▲
施設 の 機能	10	十分な建物要件を確保できるか。	再配置により配置される学校において現状のまま確保できる	再配置により配置される2校において、現状のまま、または、他スペース等の活用により確保することができる	再配置により配置される2校のうち、一方は確保できるが、もう一方はすでに複合化している機能の他校への移設か増築等の対応を要する。	普通教室や少人数教室等が再配置により配置される学校において、相当数の不足が想定され、大規模な増築等が必要
	11	教育方法等の多様化への課題はあるか。	再配置する2校において、既存規模での確保が可能。	再配置する2校の内、1校は既存規模での確保が可能。もう1校は、普通教室確保のため、多目的教室等の不足が想定されるが、他のスペース等の活用により対応が可能。	再配置する2校の内、1校は既存規模での確保が可能。もう1校は、すでに複合化している機能の他校への移設か増築等の対応を要する	
	12	複合化の可能性はあるか。		配置する全ての学校において、普通教室や多目的室、少人数教室等を確保の上、複合化可能な教室やスペースがある。	再配置する2校のうち一方は複合可能な教室やスペースがあり、もう一方は複合化可能なスペースが少ない。	
施設 の 機	13	施設の使用目標年数を超過する時期と修繕、更新（建替え）時期のタイミングは適切か。		校舎の安全性を図り、再編スケジュールを立てることができる。	校舎の安全性を図り、再編スケジュールを立てることができない。	
	14	更新（建替え）までにかかる費用はいくらか。		一部長寿命化を実施する場合で比較した計画期間に関する総額が約200億円となる。	一部長寿命化を実施する場合で比較した計画期間に関する総額が約205億円となる。	
整備 経 費 の 検 討	15	公民連携の可能性		公民連携による施設の建築及び管理運営の可能性はある。	公民連携による施設の建築及び管理運営の可能性がない。	
	16	跡地利用の可能性	未配置となる2校が市街化区域となるため、学校以外の利活用が可能である。また、売却の見込みもある。	未配置となる2校のうち、1校は市街化区域（第1種住居地域）であるため、利活用の幅の広く、売却の見込みもある。1校は市街化調整区域であり利活用に大幅な制限があり、売却の見込みも少ない。	未配置となる2校のうち、1校は市街化区域（第1種中高層住居専用地域）であるため、利活用に制限があるものの、売却の見込みもある。1校は調整区域であり利活用、売却の見込みも少ない。	未配置となる2校とも市街化調整区域であるため、利活用に大幅な制限があり、売却の見込みも少ない。



学校給食費の公会計化について

令和4年10月19日



学校給食費の公会計化による効果

■ 公金に関する透明性向上

- 各学校管理から町管理となり歳入歳出が明確となる
- 食材の発注が公発注となることにより、価格の平準化等が図れる
- 法的な管理者が明確となる
- 学校における現金管理がなくなり安全性が向上する

■ 住民の利便性向上

- 学校指定の金融口座でなく、主要指定金融機関（5行）で支払可能となる
- 給食費に係る問い合わせ先が町に一本化される
- 就学援助費、児童手当からの充当など支払方法が多様化する
- 保護者の引落手数料の負担（1回50円程度）が軽減される

■ 学校教職員の事務省力化

- 各学校の学級担任等が担当している給食費管理が不要となる
- 未納対応が学校で不要となるため、職員負荷が軽減する
- 事務省力化により生じる時間を教育へ転嫁できる

1. 納付方法（条例第4条、規則第11条）

口座振替、各種手当からの充当を基本とし、納付書による現金徴収を最小限とする

- ・口座振替：町指定金融機関の内、5行（さがみ農協、ゆうちょ銀行、横浜銀行、湘南信金、静岡中央銀行）で支払を可能とする
- ・各種手当からの充当：就学援助費、児童手当からの充当を可能とする。
また、生活保護費についても現物給付を想定している。

2. 精算（規則第9条）

学校における給食費と異なり、町財源として給食費を管理するため、各年度の喫食回数等にもとづき精算を実施し、還付もしくは追徴等を実施する。

3. 減免（規則第13条）

災害等により給食費の納付が難しい場合、減免申請を受付し、審査の上、学校給食費の全部もしくは一部を減免する。

■小学校 1食255円/月額4,300円

現在の給食費を採用する。（給食回数は185回を想定）

■中学校 1食360円/月額5,890円

小学校の金額を基準とし、国が定める栄養摂取基準の比率（8-9歳660kcal/12-14歳850kcal）をもとに以下のとおり算出。基準とする小学校日額は、物価高騰分21円を加味した276円を基準とする。

【1食】 276円（小学校日額）×1.3（栄養摂取基準比率）= 358.8 → **360円**

【月額】 360円×180回（中学校想定年間給食回数）÷11月 ÷ **5,890円**

■牛乳に係る費用 1食55円/月額小学校925円・中学校900円

アレルギー等により、牛乳を飲用しない、または、牛乳のみ給食を提供する児童生徒に対応できるよう規定する。金額は納入単価をもとに算出。

■ 学校給食費に係る事業費（令和5年度当初予算想定）

【歳入】 児童・生徒・教職員等から徴収する給食費：192,226千円

【歳出】 食材費、給食費に係るシステム費用、口座振替手数料の合計：197,834千円

・ 食材費：192,226千円 ※収納率100%想定となるため、不足が生じた場合、一時的に一般財源を用いることとなる。次年度、過年度分として入金したものを一般財源とする。

・ 食材費（保存食用）：448千円

・ 公会計システム借上料（R4債務負担行為）：1,772千円 ※5年リース

・ 公会計システム保守費（R5要求予定額）：1,650千円

・ 栄養管理システム借上料（R4債務負担行為）：1,013千円 ※3年リース未契約

・ 栄養管理システム保守費（R5予算要求額）：660千円

・ 口座振替手数料：65千円

■ 現行私会計の精算等

これまで学校で管理してきた給食費において、滞納繰越分は収納率1%未満の状況が続いており債権内容も不明瞭となっている。そのため、適正に手続きを行い、町には引き継がない想定とする。

●給食費 収納方式計画（案）

<私会計（現行）：学校の指定する口座振替、もしくは、現金払>

	口座振替 80%	現金払（※） 20%
収納率	99.85%	

※現金払には口座不能による現金払も含む

<公会計（想定計画）：就学援助金の現物支給、児童手当からの充当、町指定金融機関での口座振替からの選択>

	口座振替 50%（下記、内訳）		児童手当充当 35%（C）	就学援助金 現物支給 15%（D）
	公務員 3%（A）	その他 （充当拒否、手当未支給等） 47%（B）		
想定 収納率	99.90%	99.70%	100%	100%

【全体収納率想定】 $99.856\% (A \times 99.9\% + B \times 99.85\% + C \times 100\% + D \times 100\% / 100)$

【補足事項等】

- ・原則上記手法での徴収とするが、現金払は特例措置で対応可能
（→現金収納する場合、財務システムの3連納付書で対応）
- ・徴収の優先順位は「就学援助金→児童手当→口座振替」
- ・共済組合系（役所職員、教職員等）の児童手当は事業者負担となるため、口座振替想定（全体の約3%）
- ・口座不能分を児童手当から徴収している市町村があるため、寒川でも同対応とすることを検討中
- ・生活保護費の給食費について令和2年に保護局長通知により受給者申請なく代理納付可能という通知があるため保健所へ対応の可否確認中
- ・教職員の徴収方法については、口座振替を中心に検討中

学校給食公会計化スケジュール案（令和5年度開始予定）

年月	令和3年						令和4年度										令和5年度							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
条例等制定	要件整理（法制課等協議） その他（債権、時効等について）						条例・規則原案作成						教育委員会協議	文教協議会説明	教育委員会協議	議会議決	条例・規則に基づく運用開始							
関係課等との調整	財政課：予算化に向けた科目設定等の協議、一括発注の契約手法等協議						子育て支援課：児童手当の給食費充当(特徴)に向けた調整、条例等策定協議						その他関係課等（教育政策課、税務収納課、福祉課、福祉事務所等）との各種情報共有、連携											
庁内間データ連携	情報システム担当と調整し、学齢簿等の必要データ連携（町の基幹システムネットワークを利用予定） 令和4年度システム開発に向けて、令和4年度上半期で運用の方法をある程度確定し、下半期に実際の運用に向けた準備を行う																							
給食費徴収システム・栄養管理ソフト関連	予算要求	仕様書作成				予算確定	業者決定	契約	設計/構築/単体テスト/結合テスト			要件定義	総合/運用テスト、各種登録事		システムへの取り込み	本稼働								
会計課及び金融機関	◆会計管理室との協議 ・財務会計システムと徴収システムのデータ連携 ・口座振替様式、口座振替データの集約業務委託の協議、口座データ送信に係る協議 ・金融機関との口座振替契約（協定）の協議 ・システムで発行する納付書の様式協議												新入生保護者からの口座情報収集		在校生保護者から口座情報収集	口座情報入力								
給食費徴収マニュアル	・現行の学校会計における運用確認 ・公会計化後の運用手法検討 ・事務運用マニュアルの作成												・在校生保護者向け周知案内配布 ・新入生説明会時の説明資料等配布 ・学校宛運用方法等説明資料配布		ホームページ掲載									
学校・保護者説明																								
食材物資調達							・物資調達方法の制度設計（発注手法、単価決定方法等の検討）						当初納入価格決定		令和5年度中から物資の町会計による調達開始									
							町内業者向けに調達方法の変更を説明（10月実施予定） ※令和5-6年度の納入業者選定を当初令和4年度に実施予定であったが、令和5年度は自校方式とセンター方式が混在するため、令和5年度1学期は現行納品業者で進めることとした。								次期（令和5-6年度）納入業者選定 ※給食センターからの業者選定									

(素案)

寒川町学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として町長が認める者をいう。
- (4) 教職員等 町立学校に勤務する教職員その他の規則で定める者をいう。

(学校給食費の徴収)

第3条 町長は、保護者等から学校給食費を徴収する。

2 町長は、教職員等に学校給食を提供した場合は、当該学校給食に係る給食費に相当する額を当該者から徴収する。

(学校給食費の額、納付等)

第4条 学校給食費の額並びに納付の方法及び期限は、規則で定めるものとする。

(学校給食費の減免)

第5条 町長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用除外)

- 2 学校給食法施行規則第1条第4項に定めるミルク給食には適用しない。

(素案)

○寒川町学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町学校給食費の管理に関する条例（令和〇年寒川町条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(児童及び生徒以外の学校給食の対象者)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 寒川町学校条例（昭和39年条例第16号）第1条に規定する別表第1に掲げる小学校又は別表第2に掲げる中学校に勤務する教職員
- (2) 学校給食の配膳業務に従事する職員（受託事業者の職員を含む。）
- (3) 学校給食主管課職員のうち学校給食に係る事務を担当する職員
- (4) 試食会の参加者その他の臨時に学校給食の喫食を希望する者

(学校給食の停止及び欠食)

第4条 町長は、児童若しくは生徒又は教職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める期間のその者の学校給食を停止し、又は欠食とするものとする。

(1) 食物アレルギー等の疾患により牛乳（調理に用いるものを除く。以下同じ。）、牛乳以外の学校給食又は学校給食の全部を摂取することができないことについて、医師の診断を受けている場合 これらを摂取することができない期間

(2) 10日以上（学校給食を実施しない日を含む。）連続して学校給食を受けることができない場合 保護者等から申出をもとに学校給食を受けることができない期間

(3) その他町長が特に必要であると認める場合 必要と認める期間

2 前項第1号の該当については、給食における食物アレルギー対応を行うことを決定した児童生徒に適用する。

(停止及び欠食等の申請)

第5条 前条第2号又は第3号に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は教職員等は、学校給食の停止を申し出るときは、速やかに停止日および期間を学校

給食停止（再開）申請書（第1号様式）により町長に提出しなければならない。
ただし、期間が未定の場合、停止日のみを届出し、再開日は改めて申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書が提出された場合、届出内容を審査し、決定した内容を児童若しくは生徒が所属する学校へ通知する。

3 学校給食提供の停止を行うことができる日は、前項の届出日が属する週の翌々週月曜日からとする。

（学校給食の中止）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食の全部又は一部を中止することができる。

（1） 学校の臨時休業を実施するとき。

（2） 天災地変その他のやむを得ない理由により学校給食を実施することが困難であると認められるとき。

（学校給食費の額）

第7条 条例第4条の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。ただし、学校給食を喫食する者が食物アレルギー等の疾患その他の理由により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

（1） 牛乳の学校給食を停止されている場合 別表第1に定める1食当たりの額（以下、「日額」という。）から牛乳に係る費用に相当する額を控除した額

（2） 牛乳以外の学校給食を停止されている場合 牛乳に係る費用に相当する額

2 前項のただし書きにおける額を適用する場合、学校に対して必要なアレルギー対応手続きを行い、学校から報告を受けた場合に限るものとする。

（学校給食費の徴収）

第8条 町長は、学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者等又は教職員等（以下「学校給食費負担者」という。）から、前条に規定する学校給食費の月額をその月分の学校給食費として徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、各月において第4条および第6条に規定する事由により学校給食の提供を受けていないとき、又は、特別の理由があると認めるときは、各月の学校給食費を徴収しないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学校給食の提供が限定的な場合等、当該月の給食費を月額ではなく、別表1に定める学校給食日額に喫食回数に乗じた額とす

ることができる。

4 町長は、臨時に学校給食を喫食する者から前条に規定する学校給食費の額を徴収する。

(学校給食費の精算)

第9条 各年度3月(中学校3年に限り2月)及び年度の途中において転出その他の理由により本町が実施する学校給食を受けなくなった場合におけるその理由が発生した日の属する月に当該年度の給食費を精算するものとする。

2 前項の精算は、当該年度における喫食日数に、前条に規定する日額を乗じた額とする(以下、「精算額」という。)。なお、喫食日数は第4条および第6条に規定に該当した日数は除外するものとする。

3 町長は、精算額から該当月までに学校給食費負担者が納付した額を減じ、不足が生じる場合は不足額を学校給食費負担者から徴収、または、過納が生じる場合は過納額を還付するものとする。

(学校給食費の額の通知)

第10条 町長は、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、学校給食費納付額決定(変更)通知書により保護者等に通知するものとする。

2 教職員等については、年度当初に学校長宛に通知するものとする。

3 臨時で学校給食を喫食する者の学校給食費の額は、納入通知書により通知するものとする。

(学校給食費の納付方法)

第11条 学校給食費負担者の条例第4条の規則で定める納付方法は、口座振替、「寒川町就学援助費支給要綱」に規定する就学援助費からの徴収、「寒川町児童手当事務処理規則」に規定する児童手当からの徴収のいずれかによるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 臨時で学校給食を喫食する者は、納入通知書により指定金融機関等に納入するものとする。

(学校給食費の納期限)

第12条 条例第4条の規則で定める納期限は次のとおりとする。

(1) 口座振替、納入通知書による納付

5月から翌3月までの各末日とする。

(2) 就学援助費からの徴収

就学援助費支給日とする。

(3) 児童手当からの徴収

児童手当支給日とする。

(4) 町長が認めるその他の徴収

第10条に規定する学校給食費の額の通知に記載の日とする。

2 前項に規定する納期の末日が行政機関の休日に関する法律第1条の行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて納期限とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時で学校給食を喫食する者に係る学校給食費の納期限は、納入通知書に指定する日とする。

(学校給食費の減免)

第13条 条例第5条の規定により学校給食費の減免を受けようとする保護者等は、学校給食費減免申請書(第2号様式)に減免の理由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、学校給食費減免決定(不承認)通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

3 学校給食費の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 火災、風水害、地震その他これらに類する災害により学校給食費の支払が困難と認めるときは、災害のあった日の属する月において受けるべき学校給食に係る学校給食費の全額を免除する。

(2) その他町長が特に必要と認めるときは、町長が定める額を減額する。

4 第1項の規定による申請が困難であり、かつ、町長が減免の必要があると認める場合に限り、申請書の提出を免除することができる。

(過誤納金の取扱い)

第14条 町長は、納付された学校給食費に過納又は誤納があったときは、その過誤納額を学校給食負担者に還付、又は未納の学校給食費に充当するものとする。

2 町長は、前項の規定により過誤納額を還付し、又は充当するときは、学校給食費過誤納金還付(充当)通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(督促)

第15条 町長は、納期限までに支払が行われなかった給食費について、地方自治法第231条の3の規定に基づき、学校給食費負担者に対して督促を行うものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、学校給食の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

(様式)

第17条 この規則の規定により使用する様式は、別表2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

	1食当たりの額 (日額)	1月当たりの額 (月額)
小学校において実施される学校給食を受ける者	255円	4,300円
中学校において実施される学校給食を受ける者	360円	5,890円
小学校における牛乳に係る費用	55円	925円
中学校における牛乳に係る費用	55円	900円

別表第2 (第17条関係)

様式番号	様式名称	関係条文
第1号様式	学校給食停止(再開)申請書	第5条
第2号様式	学校給食費減免申請書	第13条
第3号様式	学校給食費減免決定(不承認)通知書	第13条
第4号様式	学校給食費過誤納金還付(充当)通知書	第14条